

2014年(平成26年)11月4日(火曜日)



## 「尊嚴死」予告の米女性死亡

医師処方薬を服用

【ロサンゼルス・共同】脳震盪で余命わずかと宣告され、「毒殺死」を選ぶと言っていた米西部オレゴン州の女性ブリタニア・メイナードさん(32)は、写真、AP(C)ompassion & Choices提供)が予定通り一日、自室で医師から処方された薬を服用し、死んだ。米メディアが二日報じた。

メイナードさんが活動を支持していた墓斎院を推進するグループの広報担当者は、メイナードさんが毎朝の散歩で、家族を擧げる人たちの腕の中で「娘がに」くなつたと述べた。メイナードさんは「娘がにならぬ」と、交流サイト、フェイスブックのページに「娘とする家族、友だちよさようなら。世界は美しいところはいつも私の最良の教師だった」と書き込んだ。教育の修士号を持つメイナードさんは、ハーバード孤児院で勉強を教えるなど、世界中を精力的に旅をしていたといふ。

メイナードさんは一月に脳腫瘍と診断され、四月に余命半年と看告された。それでも住んでいたカリフォルニア州から、死を運ぶ半期患者に医師が薬剤を処方する事が認められているオレゴン州に夫婦で転居。十一月一日に墓斎院を喪失すると公表し、国内外で「死後権利」をめぐる論議が

を巻き起こした。  
オレゴン州では一九九七年、米国で初めて法的に尊厳死が可能になった。現在

日本では殺人罪の恐れも

尊厳死をめぐり日本では、患者の意思に基づき医療は命治療を施さないケースはあるが、今回のようないか／＼スは刑次元の問題として抱えられている。患者を死なせる目的で医師が薬剤を併用したり、処方したりすと殺人や自殺ほぞ助罪に問われる恐れがある。

・神奈川県の東海大病院で一九九一年、医師が末期がん患者に塩化カリウムなどと一緒に注射して死なせた「東海大安樂死事件」では、医師が殺人罪で起訴され、九五年に執行猶予付きの有罪判決が確定。横浜地裁判決は容赦難い肉体的苦痛がある

州、モンタナ州など計五州で同様の措置が認められてゐる。